

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	木材の生産等の構造改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定
②	法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
③	法令番号	昭54法律第51号
④	根拠条項	第4条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第4条第2項 都道府県知事は、第二条の二第三項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。 一 前項各号に掲げる者 二 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの 三 関連業種(その業種に属する事業と木材製造業又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。)に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。)又は関連事業者の組織する団体
⑦	審査基準	・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知) 第4 合理化計画の認定 2 構造改善計画
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について

〔昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知〕

最終改正 令和 6 年 6 月 21 日 6 林政企第 17 号 (抜粋)

第 4. 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は法第 4 条第 4 項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

2 構造改善計画

(1) 共通の基準（ア、イ及びウの全てを満たすことが必要）

ア 共同申請する事業体間において、立木の購入又は素材若しくは木材製品の引取りについて、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実と見込まれること。

ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が 確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

(2) 第 8 の 1 の (2) の木材高度加工資金を借り受けようとする者に係る基準

ア (1) のアの契約、協定等に係る供給量が、(3) に定める基準に適合していること。

イ 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

ウ 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材 J A S 製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

(3) (2) のアの基準は、契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者（関連事業者又はその組織する団体を除く。）の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の 1 割以上であること。

(4) (2) のイの基準は、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね 2 割以上拡大すること。

